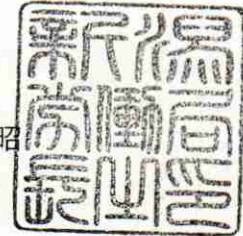




新労発基0807第3号  
令和5年8月7日

新潟地方最低賃金審議会長  
長谷川雪子 殿

新潟労働局長  
西岡邦昭



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、  
下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金

（平成20年新潟労働局最低賃金公示第2号）

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金

（平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号）

新潟県各種商品小売業最低賃金

（平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号）